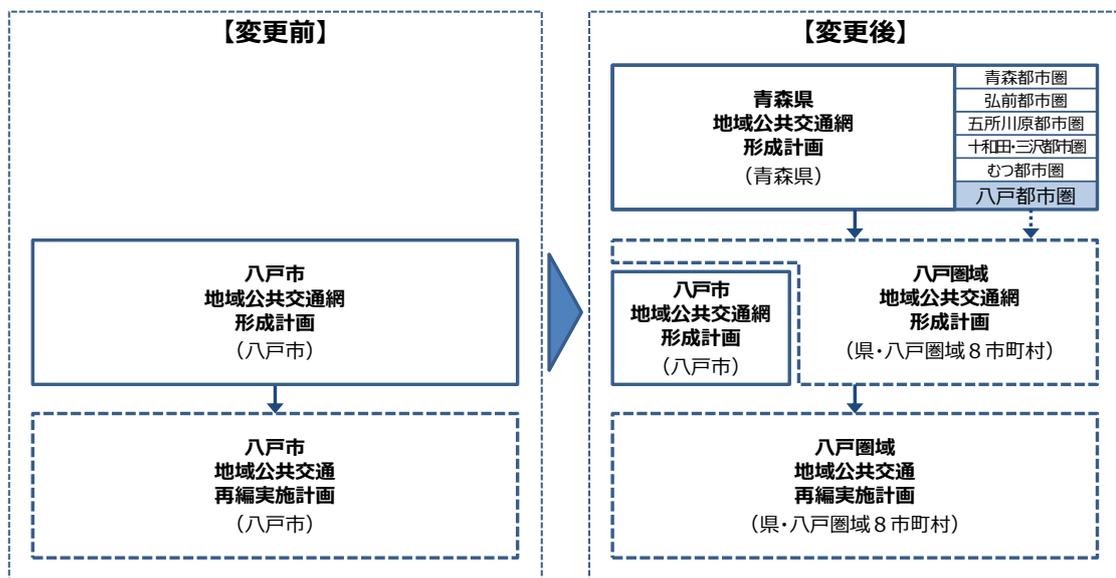


地域公共交通再編実施計画の策定に係る進捗について

1. 概要

- ▶ 地域公共交通再編実施計画については、八戸市地域公共交通網形成計画に基づき、市内のバス路線等を対象とした計画として今年度策定することとしていたが、関係する国の制度変更の動向等を背景に、より広域的な計画として策定する必要が生じている。
- ▶ そこで、定住自立圏から続く八戸圏域8市町村*の連携により、「青森県地域公共交通網形成計画」の枠組による県の支援を受けながら、八戸圏域内のバス路線等を対象とした「八戸圏域地域公共交通再編実施計画」としての策定をめざすこととし、検討作業を続けている。

※ 八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）



2. 経過

(1) 国の制度変更の動向

- ▶ 国は、本年3月に広域バス路線補助制度の見直し方針を表明しており、再編実施計画を広域的な計画として策定することの意義が高まっている。

- ・ 補助対象経費の上限額縮減（本年6月に一旦見送りが決定）
- ・ 路線再編の実施など、生産性向上の取組に係る事業者と行政の連携促進
- ・ 再編特例（要件緩和）の算定方法の見直し（市域のみを対象とした再編実施計画では、特例が十分に受けられなくなるもの）

(2) 「青森県地域公共交通網形成計画」の枠組による県の支援

① 圏域の網形成計画の策定について

- ▶ 再編実施計画の策定にあたっては、その対象地域を包含する地域公共交通網形成計画が策定されていることが前提となる。
- ▶ 圏域の網形成計画については、定住自立圏から続く圏域の取組（「八戸圏域公共交通計画」）や、県が広域的に策定した「青森県地域公共交通網形成計画」の八戸都市圏*部分の内容を踏まえ、再編実施計画と並行して策定作業を進めることとする。

※ 圏域と同じ8市町村の構成

② 圏域の網形成計画に係る法定協議会について

- 圏域の網形成計画は、県の網形成計画の体系下で推進を図ることとし、法定協議会は、県の網形成計画同様「青森県バス交通等対策協議会」とするべく、組織体制の詳細に係る調整を行っている。

※ 法定協議にあたり、今後、八戸市内の交通に係る内容を中心に市地域公共交通会議での協議も実施する。

3. 再編実施計画における検討内容

(1) 市町村内路線

- ① 市内路線（市内幹線軸路線の再編、小規模需要交通の導入 等）
- ② 町村内路線（広域路線との結節強化 等）

(2) 広域路線（路線の再編、交通拠点における乗継強化 等）

- (3) 利便性向上・利用促進策（交通系 IC カード導入、等間隔・共同運行維持のための支援、各種モビリティ・マネジメント 等）

4. 今後の予定

平成 29 年度内	計画素案策定
平成 30 年度上期	法定協議の実施、計画の確定